



報道機関 各位

記者発表資料  
令和2年4月28日(火)  
問い合わせ先：指導1課  
課長：山浦  
担当：篠谷  
電話：829-1661  
内線：4060

## さいたま市立学校における臨時休業期間の延長について

さいたま市教育委員会では、この度、5月31日まで市立学校の臨時休業期間を延長することとしました。

なお、詳細は下記ならびに別紙のとおりです。

### 記

#### 1 臨時休業期間について

##### (1) 期間

5月7日(木)から5月31日(日)

##### (2) 対象

全ての市立学校

#### 2 臨時休業期間中の学習について

##### (1) 小学校・中学校

指導計画等(「週間時間割表」及び「月間時間割表」)に基づき、「さいたま市Web学習コンテンツ『スタディエッセンス』」を活用したデジタル授業を実施します。

なお、『スタディエッセンス』については、5月11日(月)から運用を開始します。

##### (2) 高等学校・中等教育学校

講義動画の配信やデジタルコンテンツの活用など、より授業に近い形でICTインフラを最大限活用したデジタル授業を実施します。

##### (3) 特別支援学校

学校のホームページや「さいたま市学習支援コンテンツ(特別支援教育)」など、デジタル教材を活用し、児童生徒の実態に応じた学習課題を設定します。

#### 3 臨時休業終了後の教育活動について

夏季休業日を短縮し、授業時数を確保します。なお、校長と協議の上、夏季休業期間については以下のとおりとします。

1学期終業日 令和2年7月31日(金)

夏季休業日 令和2年8月1日(土)～8月16日(日)

2学期始業式 令和2年8月17日(月)

#### 4 心のケア等について

臨時休業期間が長期化していることにより、児童生徒の心のケアが重要となっていることから、計画的に児童生徒への電話連絡等により様子を把握したり、相談体制を充実させるなどし、心のケアを行っていきます。

#### 5 その他

- (1) 小学校、中学校において、『スタディエッセンス』を視聴する環境が整っていない家庭については、学校のコンピュータ室に配備された授業用コンピュータを使用できるようにしたり、学習課題を紙媒体で用意したりするなどし、確実に学習機会を保障できるようにします。
- (2) 小学校の児童、中学校特別支援学級に在籍する生徒及び特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、在籍する学校施設において通常の在校時間の範囲内で受け入れます。
- (3) 児童生徒の健康保持の観点から、運動する機会を確保するため、臨時休業中の市立小・中・高等・中等教育学校の校庭を開放いたします。開放時間については下記のとおりです。

平日 13時00分～16時00分

土日祝 8時30分～16時00分

#### 問い合わせ先

【小学校・中学校に関すること】	指導1課	電話：829-1661（内4060）
【高等学校・中等教育学校に関すること】	高校教育課	電話：829-1671（内4145）
【特別支援学校に関すること】	特別支援教育室	電話：829-1667（内4078）
【校庭開放に関すること】	学校施設課	電話：829-1619（内3944）